

## コウホウハンレイケンキュウ

九州公法判例研究会

九州大学大学院比較社会文化研究科：日本学術振興会特別研究員

榎, 透

九州大学大学院比較社会文化研究科：日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/2188>

---

出版情報：法政研究. 66 (4), pp.459-471, 2000-03-27. Hosei Gakkai (Institute of Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：



## 公法判例研究

九州公法判例研究会

衆議院小選挙区の定数配分と区割りの合憲性—衆議院議員千葉六区小選挙区定数配分訴訟

東京高裁平成九年一月一七日民一部判決、選挙無効請求事件、平成八年(行ケ)二四五号、棄却(確定)、判例時報一六二五号一二頁。

榎 透

### 【事実の概要】

平成六年に公職選挙法(以下「公選法」)が改正、衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下「設置法」)が成立・改正され、従来中選挙区制で行われていた衆議院議員総選挙は、小選挙区比例代表並立制という新たな制度の下で実施されることになった。平成八年一〇月二〇日、この新制度の下で最初の衆議院議員総選挙が実施されたが(以

下「本件選挙」、この選挙に関して千葉県第六区の住民が千葉県選挙管理委員会を被告として、①設置法三条二項は、予め四七都道府県に定数一を配分することで人口過疎地域に人口に比例する以上に手厚く議員数を配分し、その結果、衆議院小選挙区選出議員を法律上、意図的に「地域代表」または「部分代表」として位置づけるものであり、憲法一三条及び四三条一項に違反する、②人口比例主義に基づく設置法三条一項と「地域代表」という思想に立つ同条二項はそもそも整合性を欠き、これらの規定及び公選法別表第一は、議員と選挙区住民との間の代表・被代表の平等な関係を選挙区間を通じて阻害するものであり憲法一三条及び一四条一項に違反する、として本件選挙のうち千葉県第六区の選挙の無効を求めて提訴した。

### 【判旨】 請求棄却

一 設置法三条二項が憲法一三条及び四三条一項に違反するという点

設置法三条は審議会が衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成するための基準を定めるもので、このうち一項は各選挙区の人口の最大較差が二対一以上にならないようにすることが基本であることを宣言し、二項は各都道

府県に一選挙区を配分し、残りを人口数に配分するという方法に依るべきものとする。

原告は同法案の国会審議過程における過疎地域への配慮をいう細川総理大臣及び佐藤自治大臣の発言を鑑みるに、設置法三条二項は憲法一三条及び四三条一項の趣旨に適合しないと主張するが、このような閣僚の答弁は人口の少ない県選出の議員が少なくなるという「意見や懸念に配慮した政治的発言であつて、小選挙区選出議員の法的性格について言及する趣旨のものとは認めがたい」。

「かえつて、新制度の下における小選挙区選出議員の全国民の代表者としての性格には、従前と変化がないとみるべきである」。けだし、「公選法等改正の経過から客観的に推認される立法者の意思は、もっぱら衆議院議員選挙の単位及び方法を改めることにあり、衆議院議員の国民代表たる性格を改めることまでは及んでいなかったものとみるべきだからである」。

さらにいえば、設置法が小選挙区選挙の選挙区を都道府県を基準として定めるとし、その配分にはまず各都道府県に一の選挙区を配分することにしたのは、従前の中選挙区制で選挙区区域の基準とされた都道府県を、新制度においても制度的な安定のためにその基準を承継するという考え

に基づくものと考えられる。「衆議院議員の選挙区の設定において都道府県の区域がこのような重きを成しているのは、都道府県が、地縁・血縁等に由来する住民の帰属意識に支えられたまとまりのある組織として、歴史においても、国民が政治的、経済的、社会的諸活動を営んでいく上での基本単位であつたし、現代においても、わが国全体の社会の仕組みが、一極集中を廃して多極分散型の国土形成に向けて変化している中で、新たな観点からその組織単位としての機能の重要性が認識されつつあるからにほかならない。すなわち、都道府県は、国政に携わる議員の選挙制度に関しては、過去にも、また現在においても、その選出の最も普遍的な基盤という政治的意味を有する団体として機能してきたのである。設置法三条二項の規定の趣旨は、このような都道府県の機能にかんがみ、これを新制度の下における議員選出の基盤として採用するというにあり、その選出された議員の国民代表たる性格を失わせるまでの意味を有するものではないというべきである」。

なお、付言するに、選挙制度において「選挙区や議員定数の配分等が特定の政党その他の政治団体又は個人にのみ有利に作用するような恣意的な定めがされ」、これが政党要件の規制等と相俟つて、「一党独裁の弊を招く虞が客観

的に認められるときは、憲法が保障する個人の尊重・公共の福祉の理念に照らして、同法に抵触する疑いが生じることも考えられる」が、本件においてはこのような疑点は認められない。

二 設置法三条一項及び二項並びに公選法別表第一が憲法一三条及び一四条一項に違反するという点

原告は、設置法・公選法別表第一は議員と選挙区住民との間の代表・被代表の平等な関係（「投票価値の平等」とは異なる。）を阻害するものであると主張するが、「各選挙区の人口的要素を基準として選挙制度の違憲・無効を主張する点においては、従前の「投票価値の平等」と基準を同じくするものである。

従来最高裁判所大法廷判決は、次のように「投票価値」の問題について基本的な判断枠組みを提示した。憲法一四条一項の規定は投票価値の平等（議員の選出における各選挙人の有する影響力の平等）を要求するものであり、それと同時に、憲法は両議院の議員の選挙に関する制度の仕組みの具体的決定につき、原則として国会の裁量にゆだねているのであるから、「投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるのではな

く、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、それゆえ、国会の制定した選挙制度の仕組みが投票価値の平等の要求に反しないか否かは、選挙制度の仕組みの下での「不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認する範囲内にとどまるものであるかどうかを検討する必要がある」。この基本的な考え方は、新制度の下においても妥当する。

「設置法三条一項は、新制度の下における最大較差（人口）を『一对二以内』とする基本思想を鮮明にしている。この『一对二以内』という較差は、人口比例主義を唯一・絶対の原則とする制度の下においても、各選挙区間において完全な『一对一比率』を維持することには種々の制約があつて通常は不可能であることにかんがみれば、一人一票という原則を実質的に維持するという意味において、投票価値の不平等に対する許容限度として現実的かつ明確な基準といえよう」。まして、国会は両議院議員選挙制度の仕組みを決定するには「他の政策目的ないし理由をも斟酌することができる」とする立場を採るならば、設置法三条一項の『一对二以内』という思想は、優に憲法の選挙権の平等の要求に応えるものである。

もつとも、「二対二以内」の思想は、制度の基本にすぎず、「具体的には行政区画、地勢、交通などの諸事情を総合的に考慮して定めるものとされており」、現に公選法別表第一の下での最大較差は、平成二年の国勢調査の結果（確定値）を基準とすれば二・一三七、平成七年の国勢調査の結果（確定値）を基準とすれば二・三〇九であり、人口が最少の選挙区との人口の較差が二倍を超える選挙区の数は平成二年の国勢調査を基準とすれば二八、平成七年の同調査を基準とすれば六〇であった。このような選挙区間の較差をもたらした最大の要因は、設置法三条二項が選挙区設定の際に、まず各都道府県に一を配分し、残余を人口数に比例して配分するという方法を採用したことにある。そこで、設置法三条二項が同条一項の趣旨を阻害し、ひいては新制度の定数配分規定全体が違憲・無効であるか否かを検討することになる。

(一) 設置法三条二項の定数配分方法は「わが国社会における都道府県という行政組織の重み」の結果であり、「そのような要素は、国会が正当に考慮することができるものと解すべきである」。

(二) 過疎地域に属する県から選出された議員の間に、人口の少ない県への議員割当数が少なくなるという懸念が

存在し、国会審議過程における閣僚の発言は「そのような懸念に配慮する政治的意味合いも帯びるものとみることができる」。右のような定数配分規定は「右基準自体の最大較差に及ぼす影響が前記の範囲にとどまり、同法三条一項の立法趣旨を阻害するに至らず」、国会が考慮することができると認むべきである」。

(三) 新制度の導入は、衆議院議員定数配分規定の改正という点で、国会が「長年の懸案に正面から答えたもの」とみることができ「る」。「そしてその内容は、選挙権における平等を確保する上で最も基本的な条件と考えられる選挙区間の人口比率を重視し、最大較差『二対二以内』という原則を打ち出したものであって」「抜本的な改正と評価することができるものといっても過言ではない」。

「以上のような諸般の事情を総合して考えると、新制度の下における衆議院議員定数配分規定（設置法三条一項・二項、公選法別表第一などによって形成されるもの）は、選挙区間の最大較差（人口）が『二対二以内』であることを基本に据えた点において十分な合理性を有するものと評価すべきであり、その現実においては、必ずしも右の原則が遵守されていないうらみは存するものの、全体として、憲法の選挙権平等の要求に違反する程度には至っていない

ものといふべきである」。

よつて、原告の本件請求を棄却する。

### 【検討】

一 本判決は、一九九四年の公職選挙法改正により採用された小選挙区比例代表並立制（以下「新制度」という新たな制度のもとで、初めて実施された衆議院議員総選挙の効力に関する最初の高裁判決の一つである。従来の中選挙区制による衆議院議員総選挙の効力を争う訴訟では、公選法上の定数配分規定と投票価値の平等・一票の格差の問題が主たる論点であつた。本件に関しては、設置法三条二項と憲法四三条一項にいう「国民代表」との関係が問題とされ（二で検討）、また従来、公選法をもとに争われてきた定数配分是正訴訟とは異なり、新しく成立した設置法による定数配分が争点になっている（三・四で検討）。

二 設置法三条二項と憲法四三条一項にいう「国民代表」との関係

（一）新制度により選出された議員の「国民代表」たる性格に関して検討する。憲法四三条にいう「代表」には、「禁止的規範意味」と「積極的規範意味」の両側面による

考察が必要とされている。このうち、前者は「議員は、その選挙区の有権者だけを代表するものであつてはならない」とされ、すなわち、命令委任の禁止が「代表」の核心的内容であり、後者は「半代表」と表されるもので「国民全体のうちに現に有する各種の政治的意見ないし傾向の少なくとも支配的なものが、議会での議員の行動において、具体的に主張される最大限の公算が存すること」とされる。<sup>①</sup>

最高裁は憲法四三条一項にいう「国民代表」の性格について、参議院議員の定数不均衡訴訟判決の中で、「国民代表」とは「本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく国民を代表するものであつて、選挙人の指図に拘束されることなく独立して国民のために行動すべき使命を有するものであることを意味」<sup>②</sup>するとして、「代表」には「禁止的規範意味」があるとしている。また、従前の中選挙区制度の下で実施された衆議院議員総選挙の効力が争われた定数不均衡訴訟において、最高裁は、選挙区割りと定数配分の決定について非人口的要素をも考慮することを示す文脈で、選挙制度に「国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させる」目的があるとか、「（中選挙区制度の採用は）候

補者と地域住民との密接な関係を考慮し、また、原則として選挙人の多数の意思の反映を確保しながら、少数者の意思を代表する議員の選出をも可能ならしめようとする」など、<sup>(3)</sup>「代表」の「積極的規範意味」的側面に言及している。つまり、最高裁は「代表」についてその「禁止的規範意味」を承認しながら、同時にその「積極的規範意味」的側面があることを指摘している。

本件において、原告は、小選挙区選出議員を、法律上、意図的に「地域代表」または「部分代表」として性格付けする設置法三条二項は、全国民代表原理を定めた憲法四三条一項に反すると主張する。また被告は四三条一項の趣旨は「議員が選出された選挙区の選挙民の意思を代弁すべき法的責務を課され」ることを禁止することであり、設置法三条二項は「議員が当該選挙区の指示に法的に拘束されるといふような性質のものではない」ので憲法四三条一項に反しないと主張する。両者のいう「地域（の）代表」観には差異があるものの、「代表」の「禁止的規範意味」から論を構築しているように思われる（ただし、原告は「代表」の「禁止的規範意味」の核心である拘束委任について言及しておらず、主張するところが不明確である）。この点につき、判旨は当事者が問題とする「地域代表」や「部分代

表」の意味を確定することはなく、また当事者の論点とする「代表」の「禁止的規範意味」の側面について何も言及しない。<sup>(4)</sup>

設置法三条二項が衆議院小選挙区選出議員を法律上「地域代表」または「部分代表」として位置づけるものであるのかどうかという論点について、判旨は、過疎地域への政治的配慮を言う閣僚の発言を政治的発言と断じ、立法者の意思は「衆議院議員選挙の単位及び方法を改めることにより、衆議院議員の国民代表たる性格を改めること」ではないとするのみである。ここには、区割りや定数不均衡の判断に際しては、人口的要素を基礎に置く以上、「過疎地域への政治的配慮」(この点については四(二)で検討する)が「代表」の「積極的規範意味」の側面として理解されるのかどうか、またそれが「代表」の「禁止的規範意味」の側面とどのような関係にあるのかを考える視点はない。また、本件では問題にされていないが、「代表」の「積極的規範意味」について、これを「実在する民意が議会に適正に反映される選挙制度の選択」を要請することであると解し、この要請から「民意の反映を歪める選挙制度」は憲法四三条違反の問題を引き起こすといえるか否かは、検討を要する事項であろう。この点、学説には、憲法四三条

一項は得票率と議席率の極端なアンバランスをもたらす選挙区制を排除することを意味し、<sup>6)</sup> 死票の多い小選挙区制度及び並立制を違憲とする見解がある。<sup>7)</sup> こうした見解は、憲法四三条のいう「国民代表」の規範的意味を明らかにするものの一つであり、注目される。

裁判所は「国民代表」の規範的意味を明らかにするべきであると考えるが、以上見てきたように、この点は本判決で十分に明らかにされることはなく、依然、問題として残されている。

(二) もつとも、傍論で、選挙制度において「選挙区や議員定数の配分等が特定の政党その他の政治団体又は個人にのみ有利に作用されるような恣意的な定めがされ」、これが政党要件の規制等と相俟って、「一党独裁の弊を招く虞が客観的に認められるときは」、憲法に抵触する疑いが生じうる、という小選挙区比例代表並立制が憲法に抵触する基準（抽象的ではあるが）が示されていることは注目値する。<sup>8)</sup>

### 三 「投票価値の平等」について

(一) 「投票価値の平等」と定数配分規定の関係を考察する。従来と異なり、新制度では設置法が制定され、同法

三条により選挙区改定の基準が示されている。したがって、従来のように公選法に規定されている定数配分規定が憲法に適合するかどうかという問題だけでなく、設置法による定数配分が問題となる。論理的には、①設置法三条の憲法適合性、②公選法定数配分規定と設置法の関係、③公選法の同規定の憲法適合性を検討することが必要になると思われる。

この点、判旨はまず、基準を論ずる前提の検討をしたうえで(二)・(三)で検討し、①のうち一項前段の憲法適合性を検討をする(四)で検討し、そして②について「衆議院議員定数配分規定」を「設置法三条一項・二項、公選法別表第一などによって形成されるもの」と括弧書きで示し、設置法三条二項が同法三条一項の趣旨を阻害するかどうかという形で①及び③を検討している(四で検討)。

(二) 「投票価値の平等」の意義につき検討を加える。学説では、「投票価値の平等」とは「個々の投票の選挙に対する影響の平等(投票の力の平等)」と「各選挙における選挙人の意思の議会への比例的代表(代表の平等)」という二つの要請を含むと解するが、<sup>9)</sup> 従来の定数不均衡訴訟において最高裁は、「投票価値の平等」を前者の「投票の力の平等」の意に解している。この点、判旨は「投票価値



の平等」を最高裁と同様の意に解している。

また、本件において、原告は「投票価値の平等」とは異なる問題として、設置法・公選法別表第一は「議員と選挙区住民との間の代表・被代表の平等な関係：を選挙区間を通じて阻害するものである」（以下、「代表・被代表の平等」と主張した。確かに、「投票価値の平等」は較差を考えるうえで「選挙人」をもとに考えるのに対し、「代表・被代表の平等」は「人口」をもとに考えるものであるという点で違いはあり、主権論や代表論の理解に差異が生ずると思われる。しかし、判旨のいうように「各選挙区の人口的要素を基準として選挙制度の違憲・無効を主張する点においては基盤を同じくするものである」から、議員定数の不均衡訴訟で問題となる平等について「代表・被代表の平等」と「投票価値の平等」の区別を認めないことは必ずしも不当とはいえないであろう。

(三) 本判決は従来中選挙区制度のもとで提示された判断枠組みが<sup>(10)</sup>、新制度においても妥当することを明らかにしている。すなわち判旨は、新制度のもとにおいても投票価値の平等が憲法上の要請であることを確認したうえで、しかしながらそれが立法裁量に合理性が認められる限り譲歩されるとしている。この点、判旨は積極的理由を特に示す

ことなく、中選挙区下で妥当した判断枠組みを新制度下でも妥当するとしているが、この点について、判断枠組み自体の当否はともかく、同様の判断枠組みを用いること自体については、「投票価値の平等」の問題を考えるのに必要である、平等の要請による「人口的要素」と立法機関が斟酌しうる「非人口的要素」との調和という点から問題はないように思われる。

(四) 憲法が承認しうる最大較差の限度に関する問題であるが、学説では、多数説である原則として一対二を超える較差を違憲とする説<sup>(11)</sup>、一対二を越える場合には举证責任が被告側に転換すると考える説<sup>(12)</sup>、原則一対一であり、一対二以内でも非人口的要素についての特別の正当化理由が立証されない限り、違憲問題が生じるとする説<sup>(13)</sup>などがある。一対二以上の較差は一人一票の原則を破ることと同じ結果をもたらすがゆえに、非人口的要素を斟酌するとしても原則として一対二以上の較差は認められないというべきである。

最高裁判所は、従来の定数不均衡訴訟において、合憲性判断基準を数値をもって示してこなかった。昭和五十一年判決は最大較差が一対四・九九、昭和五八年判決は一対三・九四、昭和六〇年判決は一対四・四〇で違憲状態にあった

とし、昭和六三年判決は最大較差一对二・九二を違憲状態ではないとし、平成五年判決は最大較差一对三・一八を違憲状態、平成七年判決は最大較差一对二・八二を違憲状態にはなかつたと判示している。以上の結果から判断すると、従来の最高裁の合憲性判断基準は一对三を目安にしていると言えそうであるが、他の要素をも勘案して合理性の有無を判断するということであるので、一定の数値基準を形式的に当てはめて結論を導く考え方は採っていないものと理解すべきである。<sup>(14)</sup>

ここで、設置法三条一項が最大較差（人口）を「一对二以内」としていることの合理性を検討する。判旨は、同項規定の数値は完全な「一对一比率」の実現は通常不可能であるゆえに「投票価値の不平等に対する許容限度として現実的かつ明確な基準といえ」るものであり、国会が選挙制度の仕組みを策定するに際しては、「人口比例主義」の他に「他の政策目的ないし理由」をも斟酌しうるとして、「憲法の選挙権の平等の要求に応えるもの」としている。設置法三条一項は学説で広く支持されている一对二という基準を満たすものであり、また、最高裁のいう投票価値の平等の要請と国会が裁量しうる非人口的要素との要請の調和という基準にかなうものなので、設置法三条一項の規定

する最大較差の数値自体は判旨のいうように妥当であると思われる。ただし、設置法で「一对二以内」という数的基準が規定されている状況下でも、選挙時にそれを上回る最大較差が明らかになっているときに、従来と同様に、どの程度の較差までなら憲法の平等条項の要請に適合するのかという数的基準が示されないのかどうか、また、一定の数値基準を形式的に当てはめて結論を導く考え方を採らないと考えるのかどうか、この点最高裁判所の判断が待たれるところである。判旨は「一对二以内」は「あくまでも制度の『基本』」として人口的要素を相対化する文脈を続けるのであるが、この点に関しては次の四で検討する。

#### 四 「諸般の事情」・非人口的要素について

国会の裁量しうる「諸般の事情」・非人口的要素について検討する。従来、最高裁は非人口的要素につき、「政治における安定」「過疎・過密」「行政区画」等をあげ、それらの要素に合理性があればよいとしていた。学説は、非人口的要素を認めるとしても、人口的要素を基本的要素として最大較差一对二の範囲内で認められるにすぎないとするものが、多数であろう。設置法は非人口的要素につき、「行政区画」「地勢」「交通」「等」をあげ、これらの要素を「総

合的に考慮」して区割りを「合理的に」行うとしている。

判旨は、非人口的要素による不平等が、国会の裁量権の行使として合理性を是認する範囲内であるかどうかという検討を、設置法三条二項が同法三条一項を阻害し、定数配分規定が違憲・無効かどうかを検討することと同視する。

こうした文脈で判旨が考慮する「諸般の事情」とは以下の①ないし③である。①「都道府県」という行政組織。②過疎地域への配慮などの視点から「人口の少ない県に対して定数配分上配慮」する趣旨の閣僚の発言は、人口の少ない県選出の議員が少なくなるという「懸念に配慮する政治的意味合いも帯びるものとみることができる」こと。③新制度の導入は抜本的な改正と評価できること。ここでは①および②を検討する。

(一) ①の都道府県という行政区画を選挙区の単位にすることにについては「選挙区割のレベルの問題として、ゲリマンダーなどの恣意的区割を防止する点から考慮されるべきことは当然であるばかりでなく、必要なことでもある」ことから、その限りにおいて、判旨のいう都道府県を選挙区の基盤とすることは是認されるであろう。但し、その場合でも、「区割り」と「定数配分」とは異なる次元の問題であるのだから、定数配分の際は、行政区画という要

素を考慮することは不可避であるとしても、人口的要素が原則である以上慎重に考慮されることを必要とすることは言うまでもない<sup>15)</sup>。判旨は、都道府県という行政区画を「議員選出の基盤」と理解し、「国会が正当に考慮することができる」要素としているが、これだけでは、「定数配分」次元において人口的要素を相対化する理由としては説得的ではない。

(二) ②について、判旨は、非人口的要素として「過疎地域への政治的配慮」をあげているといえる。すなわち、この「過疎地域への政治的配慮」とは、過疎地域の声を国政に反映させるという意味での配慮の事である。この点に関して、国会が斟酌しうる非人口的要素のなかに過疎地域への積極的配慮を入れうるかという問題がある。学説では較差の許容限度内での肯定説と否定説とともにある<sup>16)</sup>。仮に較差要因として認められるにしても、それは較差の許容限度内で合理的理由がある限りにおいてであると思われる。

判旨は「過疎地域への政治的配慮」を伴う当該定数配分規定は人口比例主義の観点からはその合理性に疑問があるとしつつも、国会が選挙制度の仕組みを設定する際に「過疎地域への政治的配慮」を非人口的要素として斟酌しうる合理性の範囲内にあり、考慮すべき政治的要素とするのは、

最大較差が平成二年、同七年の国勢調査の結果を基準として、それぞれ一对二・一三七、一对二・三〇九にとどまり、設置法三条一項の「一对二以内」思想の趣旨を阻害しないことを鑑みてのこととしている。これは一对二・一三七、一对二・三〇九という較差は「一对二以内」という思想に照らして容認されることを示すものであるが、こうした理由のみで非人口的要素を合理性のあるものとすることは、憲法の「投票価値の平等」を「徹底した人格平等の原則」<sup>17)</sup>を基礎とする立場からは認められるものではない。

(三) 判旨は、非人口的要素を斟酌するうえで「合理性」の有無で判断することの是非、設置法のいう「合理性」の意味、どの程度の配慮であれば立法裁量として是認される「合理性を是認する範囲内」といえるのかどうかを裁判所により示される必要があるにもかかわらず、判旨はこの点につき明示していない。また、較差要因とされる都道府県の区域の重要性和「過疎地域への政治的配慮」は「論理的には別の問題であり、実際上一致するとは限らない」にもかかわらず<sup>18)</sup>、ほとんど検討されることなく国会の広い裁量とされている。このように、判旨は人口の基準を曖昧にすることで非人口的要素を人口的要素と同じ次元で考察し、また非人口的要素と較差との関係を合理性の有

無で考察することにより、結果的に国会の広い裁量を認め、人口的要素を基本にすえるという憲法の趣旨に適合的な論旨といえるのかどうか、きわめて疑問の残る内容である。

五 本判決は、従来の衆議院議員選挙の効力を争う訴訟と異なり、設置法の規定と憲法四三条の「国民代表」との関係、及び設置法・公選法の規定と「平等」との関係が争点となった。本判決の意義は、従来の中選挙区制度のもとで提示された「投票価値の平等」の判断枠組み、すなわち投票価値の平等が憲法上の要請であることを確認したうえで、しかしながらそれが立法裁量に合理性が認められる限り譲歩されるとする枠組みが、新制度のもとでも妥当することが示されたことにある。しかし、本判決の論旨には明確でないところが多く、また立法裁量の合理性を詳しく検討することなく、最大較差が一对二を越える場合に合憲の判断を下していることには疑問が残る。今後示される最高裁の判断を注視したい。

六 なお、小選挙区比例代表並立制という新制度のもとで行われた衆議院議員総選挙の効力を争う訴訟については、

いまだ最高裁による判決は出されていないが、下級審では今回取り上げた判決の他にも東京高判・平成九年一〇月二〇日（判時一六三七号二〇頁）、東京高判・平成九年一二月一五日（判夕九六一号八七頁）、東京高判・平成一〇年一月九日（判時一六八一号六二頁）の二判決、等がある。

また、新制度に関する論稿も多くあり、これらで新制度の問題点が多岐にわたり指摘されている。例えば、本判決の問題となった議員定数の不均衡や設置法と「国民代表」との関係といった問題の他に、立候補の政党要件や重複立候補の問題、大量に生じうる死票の問題、衆議院議員の選挙制度と参議院議員の選挙制度の類似性から生じる問題などである。今後、こうした小選挙区比例代表並立制の問題点がより明らかにされることを期待して、本稿を結ぶことにする。

(1) 樋口陽一『憲法Ⅰ』（青林書院、一九九八年）一五二頁以下。

(2) 例えば、最大判・平成八年九月一日（民集五〇巻八号二二八三頁）では、このあと「参議院（選挙区選出）議員の選挙制度の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これ

によって選出された議員が国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるということもできない」として参議院の特殊性を強調する文脈が続く。

(3) 例えば、最大判・昭和六〇年七月一七日（民集三九巻五号一〇〇頁）、また、一つ目の引用箇所につき、最大判・平成五年一月二〇日（民集四七巻一号六七頁）。

(4) 松井幸夫「衆議院小選挙区の定数配分と区割りの合憲性」法学教室二二二号付録・判例セレクト（一九九八年）五頁。

(5) 藤野美都子「選挙制度改革と『政治改革』」全国憲法研究会編『憲法問題3』（三省堂、一九九二年）四七頁。

(6) 和田進『国民代表原理と選挙制度』（法律文化社、一九九五年）一五二頁。

(7) 藤野・前掲注(5)。

(8) 判例時報一六二五号一三頁、松井・前掲注(4)。

(9) 芦部信喜『憲法訴訟の現代的展開』（有斐閣、一九八一年）三一二頁、和田・前掲注(6)一三八頁。

(10) 中選挙区制度のもとで実施された「投票価値」の問題について、最高裁判所は基本的な基準を提示してきた（最大判・昭和五一年四月一四日〔民集三〇巻三号二二三頁〕、最大判・昭和五八年一月七日〔民集三七巻九号一二四三頁〕、最大判・昭和六〇年七月一七日、最判・昭和六三年一月二二日〔民集四二巻八号六四四頁〕、最大判・平成五年一月二〇日、最判・平成七年六月八日〔民集四九巻六号一

四四三頁〕。

- (11) 芦部・前掲注(9)三二四—三二五頁。
- (12) 高橋和之「議員定数配分の不平等」奥平康弘・杉原泰雄『憲法学4 統治機構の基本問題I』(有斐閣、一九七六年)一一五頁。
- (13) 辻村みよ子『権利』としての選挙権(勁草書房、一九八九年)三一—三二頁。
- (14) 判例時報一五三八号一八六頁。
- (15) 和田・前掲注(6)一七六頁。
- (16) 較差の許容限度内で肯定する説として、芦部信喜『憲法と議政』(東京大学出版会、一九七一年)三六五頁以下。否定説として、杉原泰雄『憲法II』(有斐閣、一九八九年)一八六頁。なお、本判決の「過疎地域への政治的配慮」について、勝山教子「衆議院小選挙区比例代表並立制選挙の合憲性」ジュリスト一一三五号(一九九八年)二二—二三頁を参照。
- (17) 芦部信喜『憲法学III』(有斐閣、一九九八年)七四頁。
- (18) 松井・前掲注(4)。

(追記) 脱稿後、本件選挙の効力に関する最高裁判所大法院判決(平成十一年一月一〇日)に接した。最高裁は、この判決で、①小選挙区制の合憲性・「全国民の代表」に関する問題、②比例代表制の合憲性、③重複立候補制の合憲

性、④小選挙区選挙の区割規定等の合憲性・投票価値の平等の問題、⑤候補者届出政党の選挙運動を認める規定の合憲性、のそれぞれの論点について合憲と判断し、本件選挙を有効とした(なお五人の裁判官による反対意見がある)。本稿で取り上げた高裁判決では、右の論点のうち①および④の論点のみが問題となった。新制度の問題については、当然、②や③および⑤の論点も重要であり、これらの検討については、最高裁判決の検討をも併せて、他日を期したい。